

健康管理手当在外申請勝訴! 長崎地裁判決(9月28日)



写真左が故チエゲチヨルさん (提供: 平野伸人氏)

在韓ビタカ

第40号
2004.12.24

(もくじ)

- ◇ 健康管理手当在外申請裁判勝訴!
長崎地裁判決(九月二十八日) …… 2
- ◇ "在外被爆者裁判"の
新たな展開と今後の課題
中島竜美 …… 6
- ◇ 例会講演
ブッシュ再選後の朝鮮半島情勢
小田川興(聖学院大学客員教授) …… 10
- ◇ 倉本寛司氏を偲んで
郭貴勲(元韓国原爆被害者協会会長)
在ブラジル原爆被爆者協会 会長 森田 隆 …… 12
- ◇ 袖井林二郎(法政大学名誉教授)
笹本征男 …… 13
- ◇ 倉本寛司氏を偲んで
銀林美恵子 …… 16

在韓被爆者問題市民会議

〒158-0093 東京都世田谷区上野毛4-33-20

中島竜美方

電話 03(3701)5916

郵便振替 00130-2355828

市民会議ホームページで覧下さい。

<http://www.campus.ne.jp/~jcpd>

E-mail: jcpd@campus.ne.jp

健康管理手当在外申請裁判勝訴!

長崎地裁判決(九月二十八日)

■第四 当裁判所の判断

1 法二十七条二項の「都道府県知事」の意義

被爆者援護法にもとづく健康管理手当支給を、代理人を通じて韓国釜山市から長崎市に申請、却下された、崔季澈(チエゲチヨル)さん(七月二十五日死去)が、同市に処分の取り消しをもとめた訴訟の判決が、二〇〇四年九月二十八日、長崎地裁であった。

田川直之裁判長は、「来日の困難な在外被爆者に国内での申請手続きをもとめることは、援護法の立法目的に反する」として、長崎市に処分の取り消しを命じた。

ますます高齢化がすすみ、来日が困難な在外被爆者たちにとって、まことに朗報といえる判決といえる。

以下、判決文のうち、「裁判所の判断」の主要な部分を紹介する。

1、法二十七条二項は、健康管理手当を支給するための要件(同条一項)に該当することについて都道府県知事の認定を受けなければならぬと規定していることは前記のとおりであり、法は、この他に同手当の申請先に関する規定を置いていない。この点、被告は、法における全体の構造や、健康管理手当認定制度の適正を確保する必要性などを理由として、法二十七条二項の「都道府県知事」とは「その居住地の「都道府県知事」と解すべきであると主張する。

しかし、被告も認めるとおり、法は「その居住地の都道府県知事」と「都道府県知事」を一応区別し

て規定しているほか、法二十七条二項の文言が単に「都道府県知事」となっていること、被告の主張を前提としても、法におけるすべての「都道府県知事」の文言を一律に「その居住地の都道府県知事」と解釈することはできず、例外を認めざるを得ないこと(同条一項の「都道府県知事」が被爆者の居住地の都道府県知事に限られないことは被告も認めている。)などからすれば、形式的な解釈から直ちに同条項の「都道府県知事」が「その居住地の都道府県知事」を意味するものと断定することはできず、法の立法目的や趣旨を踏まえて実質的に検討する必要がある。

法は、前文において、「(前略)国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ(中略)るため、この法律を制定する」と規定し、同法が国家補償の

性格をも併有する特殊な立法であることを明らかにしている。

このように、法は、被爆による健康被害に苦しむ被爆者を広く救済することを目的として立法化された法律であるから、その各条項の意味及び趣旨が一義的に明らかでない場合は、この立法目的に沿うよう合理的な解釈をすべきである。

このような見地から法二十七条の「都道府県知事」の意義を検討すると、前記のような法の複合的性格、さらに、法が被爆者が被った特殊の被害にかんがみ被爆者に援護を講じるといふ人道目的の立法であることなどに照らしても、法は、法一条の「被爆者」たる地位をいったん取得した後に日本国内に居住も現在もしなくなった被爆者（以下「在外被爆者」という。）について、日本国内に居住も現在もしなくなったという事実をもつて当然に「被爆者」たる地位を喪失させるものではないと解される。そうである以上、在外被爆者であっても法の定める総合的な援護対策の対象に当然含まれるのであるか

ら、これらの者について法二十七条一項の要件に該当するのに、健康管理手当を事実上受給することが不能であるといった事態を招くことは法の趣旨に反するものといふべきである。

特に、在外被爆者の中には、被爆により被った障害の程度やその後の高齢化により、来日して法の定める各種申請手続をするのが不可能ないし極めて困難な者が存在することは容易に推測されるところ、このように特に援護の必要性の高い被爆者について、被爆により健康被害を被った者の救済を目的とする法が、その援護を全く想定していないといふことは考えられない。

したがって、法二十七条二項の「都道府県知事」は、必ずしも「その居住地の都道府県知事」に限定されるものではないと解するのが相当である。（以下略）

2 施行規則五十二条二項について

1、施行規則五十二条一項は、「法

二十七条二項の認定の申請は、健康管理手当認定申請書に、前条に規定する障害を伴う疾病についての法第一九条一項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書を添えて、これを居住地の都道府県知事によって行わなければならない。」と規定し、文理上、在外被爆者の申請を一切認めないものとなっている。

2、ところで、法二十七条二項の都道府県知事の認定は、①被爆者が同条一項及びその委任を受けた施行規則五十一条に定める障害を伴う疾病にかかり、②その疾病が原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかではなく、③その者が医療特別手当、特別手当又は原子爆弾小頭症手当の支給を受けていないという同条一項に規定する要件の該当性を判断するものである。このうち、③は認定権者が容易に審査し得るものであるが、①及び②の要件は、医学その他の専門的な知見を要するものであり、申請の内容によっては被爆者本人

から直接事情を聞いたり、これらを診断した医師から追加的な資料の提供を求め、診断の内容を問ひ質すなど実質的な審査が必要な場合がある。また、通常被爆者の居住ないし現在する都道府県の知事が、その被爆者との関連が最も深いのであるから、一般的には上記要件の審査を最もよくなし得るということができる。施行規則五十二条一項の趣旨は、上記のこのような事情にかんがみ、法二十七条一項に規定する要件の審査を、単なる書面審査で終らせることなく、申請者本人からの事情聴取などにより可能な限り事実確認等に努めさせ、審査の実質化を図らせるとともに、他方で、被爆者一般疾病医療機関の作成した診断書を要求して審査結果の正当性を担保し、もって、健康管理手当支給事務の適正を確保しようというものであると解される。このような趣旨からすると、国内に居住する被爆者ばかりでなく、日常は外国に居住している被爆者についても来日を要請し、原則として被爆者の居住ないしは

現在する都道府県の知事に対して法二十七条一項の要件該当の認定申請を要請する施行規則五十二条一項は、その限りで法の委任に違反するものとはいえない。

3、しかしながら、前記のとおり、法の目的等に照らせば、同法は、来日して申請手続を行うことが不可能ないし極めて困難な在外被爆者に対しては援護を行うことを想定しているといふべきであるにもかかわらず、施行規則五十二条一項は、これらの在外被爆者が申請手続を行う場合の例外規則を設けていない。そして、上記のような状況にある在外被爆者についても来日して現在する都道府県知事に対して申請手続をしなければならぬとすれば、このような在外被爆者は、事実上健康管理手当の支給を受けることができないことになり、このような結果は、法の立法目的に反し、法の実施のための手続その他その執行についての必要な細目のみを規則に委任することとした法五十二条の趣旨にも反するというほかない。

したがって、施行規則五十二条一項は、来日して申請手続を行うことが不可能ないし極めて困難な在外被爆者に対しても、都道府県認定申請書等の提出先を居住地の都道府県と指定している限度において、法五十二条の委任を超えた無効なものと判断せざるを得ない（なお、被告は、施行五十二条二項の「法第十九条第一項の規定による指定を受けていない病院又は診療所の診断書」には、国外の医療機関が作成した診断書は含まれないと主張するが、上記12で述べたことからすれば、そのような解釈を採ることはできない。）

4、被告は、原告が来日して健康管理手当認定申請をすることが不可能ないし極めて困難であるか否かについて何らの調査・確認もせず、単に原告が長崎市に居住及び現在していないことを理由として、本件却下処分を行ったのであるが、かかる処分が法二十七条一項及び同条二項に反し違法であることは明らかである。

5、結論

よって、原告の請求には理由があるから、これを任用することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法七条、民事訴訟法六十一条を適用して、主文のとおり判決する。

主文

1、被告が原告に対してした、平成十六年一月二十二日付け健康管理手当申請却下処分を取り消す。

2、訴訟費用は、被告の負担とする。

(傍線は事務局)

崔季澈(チエ・ゲチヨル)さんと原爆

崔季澈さんは、一九二三年生まれ。当時の日本決は岩本一夫。十五歳のとき渡日し、下関・福岡などで土木作業に従事していた。一九四四年には長崎市外の蚊焼の石綿工場、小瀬戸の飯場にいた。長崎市内の疎開作業、大村市伊勢町で家屋解体作業もした。その最中に長崎への原爆投下で、屋根から転落し、腰を打った。

長崎駅前の旅館の知人の安否を気づかなくて翌朝、長崎に入市したもの、惨たんたるありさまに大橋付近まで行って引き返す。

一九四五年十二月末、大村から小さな船で釜山に帰国、一年ほどしてから大工をはじめた。原爆のガスを吸ったせい、全身が痛みだすようになる。

一九七三年、大腿骨頭無腐性壊死と診断され、常時、激痛におそわれる。

やむなく三十五歳で仕事を休んで療養し、妻が野菜売りをして、自分と娘たちを養ってくれた。

四十五歳になると、杖なしでは歩けなくなり、釜山の医師に、「大たい骨が両側とも腐ってきている。手術には三〇〇万円かかる」といわれるが、そんな金はなかった。

一九七六年、「市民の会」が母体となり、「崔季澈さんの治療を実現する会」が発足、

募金によって崔さんを長崎に招請、やっと証人もみつかり、原爆手帳を取得する。

同年十一月、長崎原爆病院で右腰骨の手術、翌年五月には左腰骨の手術を受ける。

当時、鎌田先生の教え子、同僚から三回にわたり、合計四十六本の献血を受け、田口厚外科部長らの努力で、股関節に人工関節をいれる手術は成功し、七七年七月に退院。

一九八〇年には、日韓政府レベルの渡日治療も受け、二度の渡日中に健康管理手当の受給を受けたが、二回とも帰国とともに打ち切られる。

ときどきの痛みは消えないものの大過なく過ごせたのは、しばらくで、大腿部は悪化しつづけ、ついに寝たきり状態となって、渡日することは不可能となった。

そこで、やむなく、崔さんは韓国の病院の診断書を添付、代理人を通じて健康管理手当の申請をおこなったのだった。

そして、勝訴の判決を聞くことなく、二〇〇四年七月二十五日、亡くなられてしまったのである。

『イルボンサラム』(広島・長崎の証言の会)発行・一九八六・二)中の崔さんの証言、「早く援護を！」(韓国の原爆被害者を救済する市民の会機関紙百二十二号)中の平野伸人氏の証言、参照。

在外被爆者裁判の新たな展開と今後の課題

中島 竜美

はじめに

居住国（韓国）から直接申請手続を行うことは可能か——を法廷の場で争った今度の崔季澈裁判（〇四・九・長崎地裁）に勝訴の判決が下されたことは、被爆者としての“法的地位”を持つ者がその権利を初めて行使した意味で、郭貴勲裁判に続く快挙である。ここで本題に入る前に、裁判に係わるこれまでの経緯とその背景についてふれておきたい。

郭判決（〇二・二・大阪高裁）が確定して、それまでは日本を出国すると毎月支給されていた健康管理手当等（以下「手当」）を打ち切られてきたのが、帰国しても継続して支給されるようになり、昨年（〇三年）から韓国への送金が始まった。

郭さんが『たった一W（ウォン）でも日本の戦争責任を問う補償金だ』というように、この「手当」受給権獲得というのは単に金額の問題ではなく事実上の“個人補償”である。このことは日本政府にそうさせないために、

在韓被爆者に対してこれまでどう対応してきたかを振り返ってみれば一層明らかだ。先ず政治的には『日韓条約で一切解決済み』と言明。その後治療を求めて密航し被爆者健康手帳（以下「手帳」）の交付を要求して起した孫振斗裁判で国側が第一審敗訴（七四・三・福岡地裁）まで、合法非合法にかかわらず来日してきた在韓被爆者に「手帳」を一切出していない。

そして、郭さんの裁判で“壁”となつて立ち上がった例の『領域を越えると失権である』とした公衆衛生局長通達四〇二号が公布されたのは、孫さんの勝訴を受けて「手帳」交付第一号となった辛泳洙元会長が東京都へ申請した同日だった（七四・七・二二）。

偶然にしては出来過ぎの感もあるが、「手帳」交付という法の“入口”が破られると、ただちに離日に備えて“出口”を塞ぐ手立てを施すあたりは、まさに鎖国主義的運用行政の手際のよさを見せつけられた思いだ。

孫裁判から郭裁判に至る四〇年、分断され

ていた在外被爆者の間に国際連帯の輪が拡がり郭裁判以来北米・南米被爆者も声を上げるようになった。遅々として進展しない在外被爆者対策に業を煮やした被爆者たちの間からは、居住国での援護策を要求する動きが起り、近年新たな裁判が次々に起されている。その先陣を切ったのも在韓被爆者だった。すでに被爆者の平均年齢は七〇歳を越え、残された時間は限られている。現に崔さんは勝訴の判決を聞くことなく他界された。しかし、その志は後続の裁判へと確実に受け継がれているのである。

崔季澈裁判にみる“来日義務”とは

この裁判の争点を一言でいえば、韓国に住んでいる被爆者（「手帳」保持者）に法的地位が認められたにもかかわらず、一旦とぎれた「手当」を取り戻すための更新手続が何故韓国からは駄目なのか、何故本人がわざわざ日本まで行かなければならないのか——ということである。

このことに付いて判決は、すでに当時寝たきりだった原告を在外被爆者の予想される状態ととらえ、被告（長崎市・厚労省）が申請手続に例外規則を設けなかったことに対し

て、『立法の目的に反する』だけでなく『必要な細目のみを規則に委任することとした法五十二条の趣旨にも反するというほかはない』と述べている(四頁上段)。

つまり、①立法の精神からとき起して、②法の運用について踏みこんだ判断をしているのだ。

少し説明が細くなるが、崔さんが行う健康管理手当の申請は法文では「都道府県」(及び広島市・長崎市―以下略)となっている。一方、法施行令・規則には「居住地(または現在地)の都道府県」となっており、被告が後者を取り上げて崔さん本人の来日が必要としたことから問題になったのである。そもそも施行令・規則等は運用行政の指針となるもので、それをつくるのが厚労省であり実施するのが「都道府県」―この場合は長崎市―である。

実は郭裁判の第一審の勝訴以降、厚労省の担当は施行令等改正に取り組んでおり、大阪高裁判決前の〇二年五月と〇三年三月にも改正にもなう政令省令が公布されているにもかかわらず、『例外規則を設けなかった』ことを取り上げているのである。

被告側は判決を不服として控訴した。

これまで在韓をはじめとして在外被爆者が起した裁判をみると、行政が原爆三法(「原爆医療法」「同特別措置法」「被爆者援護法」)を属地主義に立った社会保障ととらえているのに対して、一方司法の判断の殆どが孫振斗最高裁判決(七八・三・三〇)をふまえて国家補償を併有している点に着目していることが分かる。今度の崔裁判の判決文にそのことがよく表われている。

ここで再び話を戻して、何故行政は「都道府県」にあえて「居住地または現在地」(以下「居住地」)を加えて運用しようとするのか考えてみたい。

そこには「本人申請」を義務化して、提出する診断書についても国内の病院で作成させ、外国人医師の診断書を避けたい狙いがあるのではないか。

現に改正された施行令には、すでに居住国内での移動届や年一回の「現況届」等が整備されており、つまりは今後の法の運用要件に係わる重要な問題なのだ。

これらの発案はすべてこれまでの「国内移動」の延長としてとらえられており、改正の趣旨にも『被爆者の国内外の移動に係る届出及び国外における届出等手続規定の整備を行ったもの』(〇三・健康局長通知)と記し

ているのである。

在外被爆者対策はどう変わったか

行政用語では郭判決まで「短期在留外国人」という言葉を使っていたのが、その後「国内に居住地及び現在地を有しない被爆者」と変更していることをみても、行政側の本音を伺い知ることができる。郭判決第一審勝訴(〇一・六・大阪地裁)の後、厚労省は上級審に控訴する一方、八月から坂口大臣の諮問機関として設置された有識者会議が開かれた。そこでは「在外被爆者に関する検討会」の看板を掲げていた。その年の一二月末提出された「報告書」でも結論がまとまらず、各論併記に終わったが、「内外被爆者の格差是正」が努力目標として盛り込まれた。これを受けて〇二年度から対象者を約五千名と見込んで特別予算を組んだのが、在外被爆者対策を打ち出した最初のスタートだった。

その狙いは日本への渡航の便宜を図るもので、主な内容は○渡航費・滞在費の助成○来日後の医療相談等々。後には○付添い人、通訳の費用助成まで盛り込まれることになった。つまり「国内に居住地も現在地も有しない被爆者」を日本へ呼び寄せるための措置

で、窓口としては広島・長崎両県市に依託された。プランの上では一見いいことづくめのようにみえるが、受け皿づくりがあまりにも急ごしらえのため混乱を招く結果となった。

それというの也比较的距離の近い韓国にはまだ「手帳」を持っていない被爆者が多く、限られた窓口に申し込みが殺到したためである。しかし、被爆者が置かれた全体状況は、かつて在韓被爆者の〈渡日治療〉（八一〜八六）が行われた二〇年前とは明らかに違う。原爆の後障害を抱えずに老齢期を迎えた大多数の被爆者にとってみれば、この新規事業も「証文の出し遅れ」というほかはない。韓国からならともかく、南米ブラジルからの長旅に堪えられる人はごく僅かに過ぎない。日本での専門治療を切望していた時代には門戸を閉ざされ、苦難の人生を強いられてきた在外被爆者にしてみれば、一刻も早く居住国に援護の手を差し伸べて欲しいというのが、偽らざる気持ちではなからうか。

それだけに「手当」の現地支給が呼び水となつて生れた新たな期待と、国が行おうとしている施策とのギャップが、いかに大きなものかを思い知らされるのである。

その後、新規事業は〇四年度（十月から）「居住国での保健医療助成」を発表した（会

報三九号参照）。しかしこの計画は現地での実施団体の設定等未解決のまま、結局来年度への繰り越しとなった。こうしたにわか仕立ての国の対応振りからは、いまだに基本姿勢がどこにあるかがみえてこないのである。

続く、「在外被爆者裁判」

これまで公布された施行令改正の中には国内の被爆者が受けている援護のうち、海外では適用されない項目が数多くある。

「手当」のことでいえば居住国での「死亡届」を義務付けながら「葬祭料」は出さないのである。

そのため、在アメリカ被爆者裁判では倉本千里さん（故・倉本篤三さんの夫人）が広島地裁に提訴（〇三・二二）、続いて韓国からも朴源慶さん・鄭学連さんの遺族が大阪地裁に葬祭料請求訴訟を起している（〇四・九）。

また、内外格差問題の突破口となった郭判決によって「手当」の継続受給は決まったが、それまで通達四〇二号によって停止されていた分については、支給開始時から遡って五年しか認められていない。

長崎ではすでに手当請求訴訟で勝訴している李康寧さん・広瀬方人さんの二人が引き続

き「時効」の無効を訴え続けてきたが、いずれも長崎地裁で勝訴しながら福岡高裁では二人とも敗訴しており、現在も尚係争中である。しかし、この「時効」問題では残念ながらこのほど第一審では初めて、広島地裁で敗訴の判決が下っている（〇四・一〇・一四）。

これはブラジルの被爆者（森田隆さんほか一〇名）がすすめてきた手当請求訴訟のうち、「時効」を争って裁判を続けてきた向井昭治さん、細川照男さん、堀田貢さん三名に対して下されたものだ。

これまで原告三名は「一方的に援護策を行ってきた行政が、時効を主張するのは理解できない」としてきた。確かに李康寧さんの長崎地裁では「職権乱用である」として勝訴している。しかし今度の広島地裁では「時効の適用は権利の乱用には当たらない」として原告の請求をしりぞけている。司法判断もこの問題では二つに割れているのである。新規事業の進展にともなう今後実施が進む一方、行政の行う矛盾した側面も次々と浮き彫りになってくることだろう。

「手帳」問題はどつくなる

これまで取上げてきた裁判のケースは、い

倉本寛司さん偲んで――

銀林美恵子

十一月四日倉本寛司さんご逝去という突然の訃報は、海外の被爆者情報を逸早くキャッチしたいと絶えず通信しておられた河井章子さんからのメールで見ました。驚きと悲しみがどっと飛び込んでくる文で、倉本さんのお子さんたちが日本からの飛行機の中という時点でのお知らせ、痛々しい気持ちでがっくりしました。

倉本さんと最後にお話したのは、今春、厚労相との交渉のため来日され、東京郊外のお嬢さん宅に滞在中の七月頃、市民会議の面々と御茶ノ水駅近くの蕎麦屋さんでもやま話をした時です。秋のアメリカ大統領選挙の話題で盛り上がり、私たちは、ブッシュはもう最後だと言ったのですが、倉本さんは「いや、又勝ちますよ」と断言されたのが印象に残っています。イラク情勢の悪化する中、全世界から反ブッシュの声が上がり、米国が孤立しているとき、再選なんてありえないと私は思っていました。さすが、倉本さんは、現実を冷静に見極めておられたのですね。「やはり私の言った通りでしょう」と天国で笑っておられることでしょう。

倉本さんと親しくお話できるようになったのは、ここ十年ぐらいのことです。「被爆者援護法」が九四年に制定され、翌年七月から施行されるようになって、その援護の対象から外されている在在外被爆者に「援護法適用を求める」声があがり、在韓・在米・在ブラジル・日本の四カ国行動が行われるようになった時期です。市民会議では、在外問題にも当然関わることになり、韓国に加え、米国・ブラジルの方々が来日される折、毎年お目にかかることになったのです。国会請願、政府交渉だけでは埒があかず、裁判も続きました。大阪地裁の郭裁判での倉本さん森田さんの立派な証言を法廷で聴き感動でした。この証言が裁判を勝利に導く大きな要因になったことは確かです。

九・一一のあった二〇〇一年は、在外被爆者問題でも東京で重要な行事がたてこんでいました。市民団体などの共催で開かれた「在外被爆者問題シンポ」、厚労省の検討会が公開で五回行われたこと、被団協の周年記念行事に在在外被爆者代表が招待されたことなど。個人的なことですが、被団協行事当日の私の失敗と倉本さんに助けていたただいたことは忘れられません。被爆者である私は、在外代表をご案内するのは自分の役目と心得て、無理をしてみました。昼

頃から足の関節の痛みがひどくなり、夕方、宿舎にお送りする途中、市谷駅近くで、車を下ろしてもらいました。お嬢さん宅に行かれる倉本さんも一緒でしたが、すぐ近くの駅までの移動で私は大変お世話になったのです。雨が降っているのに私は傘もさせません。倉本さんは傘をさしかけ、肩をかして下さいました。横断歩道を青信号の間に渡れたのも倉本さんのおかげです。痛さ恥ずかしさと申し訳ない気持ちの中、原爆を受けた日、歩けなくなった私を助けてくれた友の肩を思い浮かべていました。その日から又当分歩けなくなり、その後杖をもつようになりました。元気になって倉本さんに再会すると「足、大丈夫ですか？」と何度も声をかけて下さいました。本当に優しい方です。

アメリカの被爆者たちも、倉本さんの優しさで現実を鋭く見極める叡智に支えられ、どんなに頼ってこられたかと思えます。ようやく保険医療助成事業が始まるとうとう「やっとここまで来た」と喜んでおられた矢先です。厚労省は倉本さんとの約束を忘れることなく、在米被爆者のために新事業を誠実に実施して欲しいと切に願ひ、私たちもその実現のため力を尽くします。倉本さん天国から見守って下さい。合掌。

フランシスコ)が設立された。七三年一月、エドワード・ロイボル下院議員が、初めて連邦議会に被爆者支援法案を提出したが、七八年三月、ロサンジェルスでこの法案の公聴会が開かれ、被爆者など多くの重要参考人が証言したが、被爆者支援法案は第二回の公聴会で否決された。一方、カルフォルニア州議会上院の財務委員会でも被爆者支援法案を否決していた。このようなアメリカ国内における被爆者支援法案の動きについて、ある時、私は倉本さんが次のように語った言葉を忘れることができない。

「ワシントンに被爆者支援法案が上がった時、反対したのはディフェンスですよ」

倉本さんはこの言葉をあの明るい声と表情で私に語った。「ディフェンス」とは国防総省(ディフェンス・デパートメント、Defence Department)のことである。私はこの言葉を聞いた時、倉本さんたち原爆被爆者がどのような国に生きているのか、初めて実感として感じる事ができた。言うまでも無く、原爆はアメリカ政府と軍が製造し、広島市、長崎市に投下したのである。原爆は核兵器の一つである。その核兵器を管理しているのは、国防総省である。彼らにとって、倉

本さんたちのような原爆被爆者の存在がどのような意味を持つのかは、明白なことである。アメリカ政府が公式に原爆被爆者支援をすることは、決して出来ないことである。アメリカ大統領は広島市、長崎市への原爆投下を正当化し続けている。恐らく、今後も大統領が原爆投下の正当化を否定することはないであろう。「反対したのはディフェンスですよ」——倉本さんのこの言葉は、まるで私たち若い世代に倉本さんが残してくれた遺言のように、私には聞こえる。

倉本さんは日本政府厚生労働省に「被爆者を見捨てないでほしい」と訴えつづけながら、その願いも実現しない途上で死去した。なぜ、在米被爆者の倉本さんが、日本政府に援護を要請しなければならぬのか。この逆説の意味を私は深く考えたい。原爆を投下した国のアメリカの責任の肩代わりを日本政府がするのか。するのであれば、どのようにするのか。

「又日本国籍でない被爆者も日本に居なくても、又日本人でなくても被爆者には変わりありません。あんな酷い爆弾で傷つき、今も苦しんで居ます悲しい運命の被爆者です。どうか同じように取り扱ってください。全部集めても一万人は居ません。日本の皆さま

んの寛大な人道的配慮を祈ります。」(『在米五十年 私とアメリカの被爆者』より)。

最後に、倉本さんが私に語ってくれた言葉のなかで忘れられない言葉を記したい。

「ナチスドイツのユダヤ人虐殺について、博士号を取った人がたくさんいますが、原爆問題について博士号を取った人があまりいませんね」

これはアメリカの状況を言ったのであろうが、日本での状況はまさに倉本さんの言う通りである。アメリカの原爆投下から、来年で六十年になるが、日本の大学で原爆問題で博士号を取得した人の話は、ほとんど聞かない。ただし、最近では何人かの若い人が、原爆問題で博士号を取得していることを私は知っている。広島、長崎の経験が未来の世代に引き継がれるために、倉本さんは私たち若い世代にメッセージを残してくれた。

倉本さん、さようなら。

前記の郭貴勲さんは、このほど韓国原爆被害者協会会長に再選されました。

避けられなかったのだから、人間と人間を結んで何かをやるといことが、いかに難しいかがわかる。それでも私はカンちゃんに、もうひとつ仕事をやって欲しかった。

この春、サンフランシスコで食事をした時、北カリフォルニアに三つもある日系移民史研究グループを、ひとつにまとめてはくれないかと打診してみたのである。

「それは難しい仕事ですな」

と、カンちゃんはいったが、この苦勞人である、何とかやれるのではないかと私は信じていた。だが天はそれだけの時を与えてくれなかったのである。

カンちゃんよ、あなたは人の何倍もの立派な仕事をしたのです。やすらかに眠って下さい。

原爆投下国に生き残った倉本寛司さん

若い世代からの追悼

笹本 征男（会員）

倉本寛司さんの死去を知ったのは、二〇〇四年十月六日の朝、コンビニで買ってきた朝日新聞の死亡記事欄であった。最後に倉本さんに会ったのは今年の七月で、在韓被爆者間

題市民会議の運営委員の人たちと一緒にであった。

あの元氣な倉本さんが死んだ！ なぜか、あふれるように涙が流れてきた。それはちょうど、昨年十月二十三日の午前二時過ぎに母の入院していた故郷の島根県の病院の担当女性医師からの電話で、母の死を聞いた時に流れた涙と同じ涙であった。その時、私も入院していたので、母の死に目には会えなかった。倉本さんは母よりもちょうど十歳若かった。母は一九一六（大正五）年、倉本さんは一九二六（大正一五）年の生まれである。

倉本さんに会ったことのある人ならだれも、倉本さんの明るい人柄から、彼が二十二歳で日本から故国のアメリカに帰国し、様々な苦勞をした人だとは思わないであろう。倉本さんの著書『在米五十年 私とアメリカの被爆者』（日本図書刊行会、一九九九年）は、その苦しい時代のことから書き始められている。倉本さんはハワイのホノルルで生まれ、日本に来たのは、五歳（一九三一年）であった。アメリカが広島市に原爆を投下した一九四五年八月六日には、倉本さんは立命館大学工学部土木科の学生で、山口県光市の海軍工廠の地下工場建設のための測量に従事していた。

八月八日、倉本さんはようやく広島市の牛田にあった家にある場所にたどりついたが、一帯は無残に焼き尽くされていた。彼の母親と弟は仮小屋にいたが、父親は行方不明であった。倉本さんはその父親を探し回ったが、とうとう父は見つけられなかったという。

故国としての原爆投下国

アメリカに生きることの意味

倉本さんがアメリカに帰国したのは、一九四八年であった。その後の倉本さんのことは、前掲の『在米五十年 私とアメリカの被爆者』に詳しく書かれている。さらに在米被爆者については、すでに袖井林二郎さんの名著『私たちは敵だったのか 在米被爆者黙示録』（岩波書店、一九九五年）があるので参照してほしい。ここでは、在米被爆者の存在について、私が倉本さんから感じたことを中心に述べたい。アメリカで広島、長崎の原爆被爆者が団体を作ったのは、一九六五年八月のことであった。ロサンゼルスで被爆者三十数人が集まり、親睦会を設立、これが在米被爆者協会の前身となった。その後、七一年十月、在米被爆者協会（CABC）が設立され、七四年一月には北加被爆者協会（サン

1988年在ブラジル原爆被爆者協会が自費で実施致しました南米在住原爆被爆者の実態調査により188名の被爆者名簿を作成しましたが、北米の倉本氏より調査用紙を送付頂き南米に適した項目を加えて成功しました。

又、現広島市長 秋葉 忠利氏を是非平和都市ヒロシマの市長にと倉本氏と私達夫婦が三人で上京して衆議院の秋葉氏に請願書を提出して実現しました。今年五月には広島において、広島県医師会に確井静照新会長を南北被爆者協会代表として倉本さんと表敬訪問を行いました。

帰途倉本氏、当協会の盆子原氏、私達夫婦四人で全日空の豪華な日本料理店で楽しい夕食をして再会を約して別れました。

悲報に接し思わず大声をあげました。被爆者援護問題の大先輩 倉本寛司氏の逝去の報に接し心より哀悼の誠を捧げ御冥福を祈ります。

面倒見のいい人

袖井 椋二郎 (法政大学名誉教授)

カンちゃん——そう呼ばせて下さい——は、面倒見のいい人でした。私の机の上に

六月末の日付の手紙がある。これが最後の便りになったとは。竹久夢二が訪米中に好きになった「ナズイモ」という娘のスペリングが知りたい——そんな頼みに、アラメダの郡役所に二度も足を運んでくれた、その報告である(まだわかっていない)。

そういう人が、自分もその一人である在米被爆者の苦境を知って、何かしなければと組織化にいどんだのは、ほとんど自然であったろう。私は三〇年ほど前に、被爆者がアメリカにいることを知って、ロサンゼルス の据石和さんを通じて、倉本さんと会うことができた。雑誌の企画で、在米被爆者を能う限りインタビューしようという企画である。カンちゃんのおかげでサンフランシスコ湾岸地域の被爆者に集まってもらったのはいいが、馴れぬ私は、インタビューの第一歩から失敗してしまった。

というのは、被爆者は心身ともに傷ついているのだから、インタビューする人間は、その心を思いやって、まず集団でワイワイ話してもらい、「ラポール」(よき人間関係)を作ることが何よりも必要なのである。それを時間もなかったし、一対一の方が詳しく聞けるだろうと、浅はかに思いこんで、個室でまる

で尋問のような(少なくとも相手はそう受け取った)聞きとりをやったのである。

集められた人は当然のように怒った。ロサンゼルスへ下る前に、私の「悪業」は北加だけでなく南加一帯にまでひろまったらしい。ホテルにはカンちゃんから長い手紙が来ていた。

「あなたは被爆者の心がわかっていない。そんな人に本は書けません。取材をやめてさっさと日本へ帰って下さい」

帰れといわりようと帰れるものではない。私は一晩かかって倍も長い手紙を書いて、お詫びをした。

カンちゃんと私の間に、本当の友情らしいものが生れたのは、それからである。一旦わかりあうと、その協力ぶりは大変なものであった。結局その仕事は雑誌の大きい記事を超えて、『私たちは敵だったのか 在米被爆者の黙示録』(潮出版社・一九七八/岩波書店同時代ライブラリー・一九九五)として完成。英訳まで出た。

カンちゃんが、同志である在米被爆者のために、どれだけの時間と労力を注ぎこみ、私財を投げうって、太平洋を何回往復したかは知る人ぞ知るである。それでも組織の分裂は

倉本寛司氏を偲んで



米国原爆被爆者協会名誉会長 倉本寛司氏が十月四日、米カリフォルニア州オークランドの病院で死去されました。氏の活躍を偲んで追悼文を掲載します。

(編集部)

故倉本寛司氏を偲んで

郭 貴 勲

(元韓国原爆被害者協会会長)

倉本さんの計報に接して、深深と哀悼の意を表します。

私が倉本さんと始めて会ったのは、確か一九八五年頃だったと思われれます。広島市が在外被爆者の代表を招請して、八月六日の平和記念式典で献花をさせた時でした。

それ以来、二十年ほども同志的な心地で、共に在外被爆者の援護の路を切り開こうと努力してまいりましたが、未だ在米被爆者の援護策が完結もしていない時に、他界するとは

何と残念なことでしょう。

私が特に倉本さんに敬意を表するのは、私の大阪地裁での援護法裁判の時、ブラジルの被爆者代表森田さんと二人で、共に証人として法廷に立ち、在外被爆者の實状を赤裸々に証言してくれたことでした。厚労省官僚は何時も在韓被爆者の数の圧力が念頭に有ったのか、在外日本人被爆者に対しても冷淡でした。だからある意味においては私たちのための彼らの援護が阻まれたとも言えます。その辺の話を詳しく証言してくれました。

アメリカは原爆を始めて造り、それを広島、長崎に投下して、人類史上始めて非戦闘員を大量に殺戮した国ですが、戦後六十年にもな

る今まで其の非を認めようもしない国であります。其の国のなかで被爆者運動を続けてきた倉本さんは、平凡な人ではありません。其の闘志、其の執念が大阪の法廷でもよく表現されました。

国籍も色々、プライバシーも色々、医療制度も複雑、被爆者であることも隠したい国での運動が、会長、名誉会長、会長代行等、肩書の変転が倉本さんの運動の多難な道のりを雄弁に代弁していたとも推測されますし、それが倉本さんの命を縮めた原因となつたのではないかとも思い、無念の至りであります。どうか、安らかに眠ってください、倉本さん！

在アメリカ原爆被爆者協会

倉本寛司名誉会長の逝去に寄せて

森田 隆

(在ブラジル原爆被爆者協会 会長)

在アメリカ原爆被爆者協会名誉会長 倉本寛司氏の逝去の報に接し哀悼の誠を捧げます。

省みれば倉本さんと私は同じ在外の被爆者として常に共に行動を取って参りました。

員長が北朝鮮による日本人拉致を認め、謝罪しました。さらに十月、米は北朝鮮が高濃縮ウラン核開発計画を発表しました。これについては、二〇〇四年二月、ケリー国務次官補が、「北は核放棄の対価を要求してきた」と公表しました。二〇〇二年十二月、北朝鮮は核開発凍結を解除し、核施設の再稼動を表明しました。二〇〇三年一月、北朝鮮は核不拡散条約(NPT)からの脱退を再宣言しました。同年の二月、国際原子力機関(IAEA)は、国連安保理事會付託を決議し、四月、安保理事會が懸念を表明しました。さらに八月、南北朝鮮・日米中口の六者会談を開催、この会談は二〇〇四年二月に第二回、六月に第三回が開かれました。そして二〇〇四年五月、小泉首相が北朝鮮を再訪問しました。

プッシュ再選後の動き
——
北朝鮮問題解決の
シナリオと展望

プッシュ第二期政権では、パウエル国務長官が更迭され、後任にライス補佐官を国務長官に任命しました。米はAPEC首脳会合で、「六者協議維持」を主張、問題解決へ米主導の体制を強調しました。二〇〇二年の米朝高官協議で、「大胆な提案(Bold Approach)」を明らかにし、包括支援を提案しました。これは朝日新聞が報道しました。また、KEDO理事会では、軽水炉建設凍結を一年延長した後、問題の進展がないと廃止することで一致しました。「大胆な提案」とは、北朝鮮の核放棄と引き換えに包括的な見返りを与えるというもので、内容は以下のようなものが含まれます。国交樹立、休戦協定を平和条約に移行する協議を開始すること、火力発電建設、高圧送電網構築、火力発電技術供与、道路・橋などインフラ整備支援、アジア開発銀行など国際金融機関への加盟支援、経済制裁やテロ支援国家指定の解除、食糧支援、病院や学校建設などです。

北朝鮮問題の解決には、平和的解決と危機可能性があります。平和的解決とは、北朝鮮にとっては、金正日体制の保障と引き換えに核を放棄し、経済支援で再生することです。米にとっては、解決の主導を演出し、北朝鮮の経済を援助し、北朝鮮の民主化を推進することです。米はイラクでの汚名を濯ぐ必要があります。日本にとっては、北朝鮮による日本人拉致問題を政治的に解決することです。中国にとっては、米に協力し、ロシアと提携していくことです。危険可能性としては、金正日が体制危機を感じ、核を保有し、戦争を宣言することです。そうなれば米が攻撃をするでしょうが、韓国と日本では大きな被害が生じるでしょう。

最後に私の見解では、北朝鮮は中国モデル改革へと進む可能性があると思います。その時、日本は北朝鮮を説得することに主体的な役割を果たすべきであろうと考えます。

(文責・笹本征男)

例会講演

ブッシュ再選後の朝鮮半島情勢

小田川 興 (聖学院大学客員教授)

私は朝日新聞記者として三十五年あまり勤めましたが、そのうち三十年あまりは朝鮮問題を担当しました。朝鮮問題へのきつかけとなったのは、在外被爆者問題、とくに朝鮮人被爆者問題です。一九六八年に初めて韓国に取材に行った時にお会いした被爆者協会の人たちは、本当に多くの人が亡くなられました。今は協会の旗揚げの時から、その後も協会の主導的な役割を果たしてこられたのは郭貴勲さんぐらいです。この前も郭さんにお会いしてきました。大変、お元気でした。ブッシュ再選後の問題については、次の四点を考えました。

(1) ブッシュ第二期政権の最大のカギは、強行策か現実対応かということ。今、言われていることは、北朝鮮に対しては強行

策を考えているが、米はイラクで懲りていますから、国際協調の線もあるであろうということです。私は米政府は北朝鮮に対しては現実路線の対応をする可能性が高いと見ています。

(2) 米政府は基本的に厳しい対北朝鮮姿勢を持つであろうこと。米は核不拡散政策を基本にしていますから、厳しい対応を取ることとは明白です。

(3) 六者協議(米・中・日・ロ・韓・北朝鮮)の枠は維持されるであろうが、場合によっては国連付託もありえること。その場合、北朝鮮が強行に出て来る可能性もあります。

(4) 北朝鮮は体制崩壊を回避しつつ、米と取引する。その時、核が内外向け最大の材料となること。北朝鮮は国内では強盛大国の線で行

く。政治、軍事、文化、思想などあらゆる面で大国として行動することです。その中心は言うまでもなく、主体(チュチェ)思想です。そのために核を持つことが国内、国外に対しても重要な材料になるのです。

ここ十年間の米朝関係

次にここ十年間の米朝関係を簡単に見たいと思います。一九九四年、クリントン政権時代、ジュネーブで米朝枠組み合意が出来た結果、北朝鮮が核を凍結し、その見返りに北朝鮮に軽水炉(KEDO)、重油を提供することで正常化が図られました。九九九年、米が北朝鮮政策を見直すペリー報告を公表し、対話路線を引きました。二〇〇〇年、韓国と北朝鮮の南北首脳会談が開かれ、共同宣言が発表されます。二〇〇二年一月、ブッシュ大統領が、北朝鮮を「悪の枢軸」と非難しました。この年の九月、小泉首相が訪朝、日朝平壤宣言が発表しましたが、金正日国防委

ずれも「手帳」を持った被爆者についてのことだ。在外被爆者問題として今後重要なのは「手帳」を持つていない人をどうするかである。もとをただせば原爆被爆後、死者を含めて被害人口調査を国はいつべんも行ってこなかったし、その後の被爆者調査は国内のみに限られてきた。

今となつては行政も「手帳」の有無も含めて、対象者の把握を各国の被爆者団体に頼らざるを得ないのが実状である。さらに法律が認定する被爆者としての「手帳」交付に当たつては、被爆の証明を自ら行わなければならない。例えこうした難問をクリアしたとしても、申請手続の問題が残されている。

「手帳」の場合は前述の健康管理手当とは異なり、法文に「居住地または現在地の都道府県」の窓口で行うと銘記されていることから、渡航困難な在外被爆者にとっては絵に描いた餅でしかないことになる。

○二年から始まった新規事業にはそうした被爆者を想定して「被爆確認証」（以下「確認証」）がつくられたというが、これは現地で必要書類が整った者へ発行するというだけで、将来日本へ行けばただちに「手帳」を交付する——という話に過ぎない。

つまりは現在までのところ「手帳」交付ま

での「仮免許」ほどの意味がなく、これまでに韓国・北米・南米で発行された「確認証」の数は合計してもまだ二桁を越えていないのが現状である。

厚労省が○四年度から実施を予定していた「居住国での保健・医療助成事業」の要綱には、その対象者として「手帳」保持者及び「確認証」保持者となつており、「確認証」保持者の数を二五〇名予定している。まだこの事業が実施されていない今の段階では人数や対象者の位置付け自体も不明だが、これまで在外被爆者を放置してきた行政の責任からいっても、決しておざなりに扱つてほしくないものだ。

各国被爆者団体に加盟している被爆者の中にも、まだ「手帳」を持つていない人が多く、実際に居住国での助成事業が実施されるようになって、もしも「手帳」「確認証」それぞれを持ったグループと、そのいずれも持たないグループとの三つに分かれてしまったら、取り返しがつかなくなることは火を見るよりも明らかだ。そうならないためにも、在外被爆者三団体が要請しているように、「手帳」申請のための被爆者認定には直接担当官が出向いて現地で発行手続を行うことを切に願うものである。

おわりに

在外被爆者援護を日本政府に訴え、その道を切り拓いてきたのは当事者自身の持続した運動であり、国を相手にたたかつてきた裁判の賜だった。その結果、少なくとも行政が居住国まで一歩踏み込んだ援護施策を行うようになったのである。

今後とも進行中の裁判を含めて、司法が行政の姿勢をただす力を發揮していくものと思われるが、内外被爆者の格差是正を居住国まで拡げていくには、現行法の運用問題がいよいよ問われることになる。

現在までのところ厚労省は新規事業に関しては法律外の措置と説明している以上、立法府である国会での論議が一層重要であり、議員懇談会メンバーの活躍を大いに期待したい。

来年は被爆六〇周年を迎え被爆者実態調査の年にも当たっている。これまではその対象を国内のみに限られてきたが、この際範囲を拡大して、戦後放置してきた北朝鮮・中国を含む在外被爆者調査をぜひとも実施して貰いたいものである。